

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行

事故種類	転覆
発生日時	平成22年5月29日（土） 19時25分ごろ
発生場所	長崎県川 <sup>かわたな</sup> 棚町川棚港（大村湾北部） 川棚町所在の大崎三角点から真方位062° 2.4海里付近 （概位 北緯33° 03.6′ 東経129° 52.2′）
事故調査の経過	平成22年5月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし） 船舶登録等なし（登録不要）、個人所有 2.84m×1.07m×0.50m、FRP ガソリン機関（船外機）、1.5kW未満、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 51歳 同乗者A 男性 43歳 同乗者B 男性 62歳 3人は、いずれも操縦免許を取得していなかった。（本件のミニボートの操縦には、操縦免許を必要としない。）
死傷者等	死亡 1人（同乗者B）
損傷	船外機が濡損
事故の経過	ミニボート（船名なし）（以下「本件ミニボート」という。）は、船舶所有者である操縦者、同乗者A及び同乗者Bが乗船し、操縦者が、船外機を操縦して川棚港内の船だまりを発航し、時速約5kmの速力で約600m離れた川棚港東防波堤（以下「東防波堤」という。）に向かい、平成22年5月29日18時05分ごろ東防波堤北東端付近の内側にある階段のところに着き、本件ミニボートを係留して3人が東防波堤で釣りを行った。 3人は、夜釣りをする予定であったが、北寄りの風が強くなって東防波堤の内側も波立ってきたことから、釣りをやめて暗くなる前に帰航することとした。 操縦者は、発進する前に本件ミニボートを東防波堤から離す必要があるため、同乗者A、同乗者Bの順に先に乗船させて同乗者Aに本件ミニボートを操縦するよう指示し、本件ミニボートを東防波堤から離して船首部から乗り込んだ。 本件ミニボートは、操縦者が船首部、同乗者Aが船尾部、同乗者Bが中央部でそれぞれ腰を掛け、操縦者が同乗者Aに指示して操縦を指揮し、同乗者Aが船外機の操作を行い、19時23分ごろ、東防波堤の東端付近から発進して船だまりに向けて帰途についた。

	<p>操縦者は、東防波堤に当たった波が反射して波高が約20～30cmになっているのを認め、このような状態で航行するのは初めての経験であったので、同乗者Aに低速力で走るように指示し、時速約1～2kmの速力で北進した。</p> <p>本件ミニボートは、船首方から風と波を受けて北進中、波しぶきがかかってボート内に海水が溜まる状況となり、19時25分ごろ、東防波堤の発進場所から約50m離れたところで左舷側から波を受けて海水が打ち込み、数秒で左舷側に転覆して3人が海中に投げ出された。</p> <p>3人は、携帯電話が海水に濡れて使えなくなり救助を要請できなくなったので、転覆した本件ミニボートにつかまった状態で陸岸に向けて泳ぎ出したが、風波を受けて前に進むことができず、風と波に任せて東防波堤に戻ることにした。</p> <p>本件ミニボートは、発進場所の近くまで流され、東防波堤まで約5～10mになったとき、付近に設置されていた養殖施設のロープが船外機に絡んで動かなくなった。</p> <p>操縦者は、何度か潜ってロープを外す作業をしていたとき、同乗者Bが東防波堤に向かって泳ぎ出し、同乗者Aが大声で止めようとしたが、間もなく同乗者Bが見えなくなった。</p> <p>本件ミニボートは、絡んでいたロープを外したことで西方に流され始め、操縦者及び同乗者Aが、本件ミニボートにつかまって東防波堤沿いに約140m流され、東防波堤の中央部付近に設けられた階段付近で本件ミニボートを足場にして東防波堤に上がり、付近で作業中の漁船に救助された。</p> <p>同乗者Bは、翌朝、長崎県警察アクアリング隊の捜索により発見され、溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 4、気温 19.7℃、          注意報・警報の発表状況 佐世保・東彼地区 乾燥注意報          長崎海洋気象台29日17時発表の長崎県北部の天気予報（抜粋）          今夜 北の風 晴れ 海 今夜 波2m 後2.5m</p> <p>海象：波高 約20～30cm、潮汐 上げ潮の初期、海水温度 約19℃          特記事項：事故発生場所付近の日没時刻 19時22分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者は、ミニボートの運航には船舶検査及び操縦免許の必要がないことを知り、平成19年ごろ本件ミニボートを購入した。</p> <p>操縦者及び同乗者2人は、会社の同僚で毎週のように土曜日又は日曜日に本件ミニボートで釣りに出かけており、いつも操縦者が操縦して東防波堤などで釣りをしていたが、夜釣りを予定したのは平成22年になって初めてであった。</p> <p>操縦者は、同じ大きさの手漕ぎボートが2人乗りであることから、本件ミニボートも2人乗りであると思っていたが、これまでに何度となく本件ミニボートに同乗者2人を乗せて釣りに出かけており、本件ミニボートで一度も危ない経験をしたことがなかったので、本件ミニボートに3人が乗船しても、川棚港内を航行するのであれば安全であるものと思い、本事故当時も3人が乗船し、全員が救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>操縦者及び同乗者2人は、それぞれが携帯電話を所持していたが、いずれも海水に濡れて使用できなくなったため、電話で救助を求めることがで</p>

	きなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本件ミニボートは、風力4の北北西風が吹き、波高が約20～30cmとなった状況下、東防波堤から川棚港内の発航場所に向けて北進中、左舷側から横波を受けて波が打ち込んだことから、浸水して転覆したものと考えられる。 本件ミニボートは、3人が乗船して乾舷が減少していたことから、波が打ち込みやすい状態となっていたものと考えられる。 同乗者Bは、溺死したものと考えられる。
原因	本事故は、日没直後、風力4の北北西風が吹き、波高が約20～30cmとなった状況下、本件ミニボートが、東防波堤から川棚港内の発航場所に向けて北進中、左舷側から横波を受けて波が打ち込んだため、浸水して転覆したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートは、風や波の影響を受けやすいので、最新の気象情報入手し、無理のない運航をすること。</li> <li>・波が打ち込みやすい状態とならないよう、乾舷を十分に確保するために、積み過ぎに注意すること。</li> <li>・ミニボートの運航に関する基礎知識の修得に努めること。</li> <li>・風が強くなり、波が高くなったときは、防波堤などで天気の回復又は救助を待つことも考慮すること。</li> <li>・救命胴衣は必ず着用すること。</li> <li>・携帯電話は、防水型のものでGPS機能があるものが望ましい。</li> </ul>	